

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
戸田市立喜沢中学校

目次

はじめに

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

- 1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
 - (1) 法第2条に規定されているいじめの定義
 - (2) いじめの認知に関する考え方
- 3 いじめの理解

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめへの対処
- 4 いじめ解消の定義
- 5 家庭や地域との連携
- 6 関係機関との連携

第3 戸田市立喜沢中学校が実施する施策

- 1 学校いじめ防止基本方針
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- 3 いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ
- 4 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組

第4 重大事態への対処

- 1 重大事態とは
 - (1) 重大事態調査の目的
 - (2) 平時からの備え
 - (3) 重大事態に対する学校及び戸田市の基本的姿勢
 - (4) 重大事態を把握する端緒
- 2 重大事態発生時の初動対応
 - (1) 発生報告
 - (2) 調査組織の設置
 - (3) 調査組織の構成
 - (4) 調査実施前の事前説明
- 3 重大事態調査の進め方
 - (1) 基本的な調査の流れ
 - (2) 調査の進め方に係る留意事項
 - (3) 調査報告書の作成
- 4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

- (1) 調査報告書の説明
- (2) 市長への報告及び公表
- (3) 調査結果を踏まえた対応

第5 いじめ防止に係る達成目標及び年間計画

第6 学校いじめ防止基本方針の見直しの仕組み

はじめに

戸田市立喜沢中学校いじめ防止基本方針の改定にあたって

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

戸田市立喜沢中学校は、これまでも、「いじめは絶対許さない」という意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築を目指して、生徒・保護者・地域への働きかけを行い、いじめの防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進するために、「戸田市立喜沢中学校いじめ防止基本方針」を改定した。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、生徒が十分理解できるよう行われなければならない。

さらに、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(1) 法第2条に規定されているいじめの定義

第2条 (いじめの定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

○具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しば

しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えられるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（戸田市立喜沢中学校いじめ問題等対策委員会）を活用して行う。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要である。

○法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

1 いじめの未然防止

本校では、日々の教育活動を通して、生徒の自助公助の取組を積極的に支援するとともに、学校運営協議会等学校に関わる機関にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

◎規律の徹底 ◎学力向上（学力保障） ◎自己肯定感の醸成

(1) 心のキャリア教育の推進

本校では、好奇心や自制心、やり抜く力などの「非認知的（社会情緒的）能力」を身に付け、夢や希望を持ち、他者への思いやりを育み、持続可能な社会の実現に向け、キャリア段階における心の育成を「喜沢中学校非認知能力育成プログラム」を通して実践している。

①自己認識・意欲を高める

- ・自己を知るすべての活動（自己肯定感・自己有用感の育成）。
- ・道徳的価値（自我関与、多面的・多角的な見方）の育成。

②回復力と対応力を高める

- ・教育相談（生活アンケート・面談）の活用。
- ・いじめ防止プログラムの活用。

③創造性を高める

- ・総合的な学習の時間の活用
- ・プレゼンテーション能力の育成。

(2) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

①生徒理解を深める。

- ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

②学習意欲を高める。

- ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ・学習の遅れの補助を補習等で行う。

③個を生かす活動を工夫する。

- ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。

(3) 大切な一員であることを実感できる学年・学級づくり

生徒が安心して学校生活を送れる学年・学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする生徒の特性に応じた指導を行う。

①生徒一人一人の心に寄り添う。

②いつでも先生が見守っているということを知らせる。

③自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。

2 いじめの早期発見

本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導部会・教育相談部会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 企画委員会（校長・教頭・教務主任・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を過ごしているかについて、学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導部会（校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・すこやかサポーター）

生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

(3) 教育相談部会（校長・教頭・各学年教育相談担当・養護教諭・さわやか相談員 スクールサポーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）

教育相談部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。「学校生活アンケート」を実施し、悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

※「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

※早期発見の基本

①生徒のささいな変化に気づく。

②気づいた情報は確実に共有する。(各部会を待たない。)

③情報へは速やかに対応する。(臨時部会の招集等。)

※5W1Hを基本に共有

3 いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ④多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。本人の自尊心を傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、生徒との信頼関係をつくる。

(3) 見て見ぬふりをする生徒への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入り、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするのは、加害者と同様である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(4) 集団への指導

いじめをしない、させない、許さない風土を集団全体につくり、集団内の問題等を全員で解決していく集団づくりに努める。

- ①見て見ぬふりをやめ、情報を提供することがいじめ根絶につながることを指導する。
- ②自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ③いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ④日頃から道德教育の充実を図る。
- ⑤行事等での集団の連帯感を育てるとともに、日々の教育活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気付かせることも必要である。

①保護者との連携

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

②学校運営協議会との連携

日々の教育活動に、学校運営協議会による地域の教育力を積極的に導入し、地域住民から見守られている意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することに努める。

また、被害生徒に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

第3 戸田市立喜沢中学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。この基本方針を定める趣旨は、各学校の実情に応じて適当な体制と、生徒の状況を踏まえた取組を行うこと及び学校が組織として一貫した対応をとることである。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、各学校の実情に応じて適時・適切に見直す必要がある。

○各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の内容を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。

○学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

○学校基本方針の策定・見直しの過程に生徒等が関わることができる仕組みを整える。

○学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に生徒、保護者等に説明する。

「戸田市立喜沢中学校いじめ防止基本方針」及び「戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル」は、全教職員がいじめに対する理解と対処のあり方について理解するための指針とする。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・学校対策委員会は原則として毎週金曜日の放課後に実施し、校内の生徒指導委員会と役割分担を行い、いじめ問題を中心に扱う。

戸田市立喜沢中学校いじめ問題等対策委員会（以下「学校対策委員会」という）
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談主任、
養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）

- ・個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加することができる。
- ・速やかに事案に対処する必要がある場合には、校長の判断のもと、少人数で開催することも可能とする。
- ・学校対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。

学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ①学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及びPDCAサイクルを回し、必要な見直しを行う。
- ②校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上を図る。
- ③いじめの未然防止、早期発見に係る取組を組織的に行う。
- ④いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録と共有を行う。
- ⑤事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断を行う。
- ⑥いじめに対する指導支援方針の検討、改善を行う。
- ⑦いじめの相談、通報の窓口として情報の集約を行う。
- ⑧市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直しを行う。
- ⑨議事録を作成し、保管期間は5年とする。

拡大学校対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員(中学校)、スクールカウンセラー等に加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた組織を構成し、重大事態の調査を行う。

- ・拡大学校対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。

重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ①学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ②児童生徒や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

3 いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合（アンケート等による訴えを含む）には、速やかに、学校対策委員会に対し報告を行わなければならない。これは法第23条第1項に基づく義務であり、教師は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。

報告を受けた学校対策委員会では、以下に示す基本的な対応の例を踏まえつつ、事案の特性や当該生徒の状況等に応じて迅速に対応する。以下に喜沢中学校におけるいじめ対応の流れを基本的な流れを明示する。なお、いじめ事案に係る具体的な対応及び留意点等については、「戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル」を参照する。

<いじめの疑いがある場合の基本的な対応の流れ（一例）>

※以下の各段階において記録を作成すること。

- ① いじめの疑いがある事案について報告を受けた場合、管理職等を中心に以下の事項を確認
 - ・被害を訴えた生徒（A）の状況の確認（被害状況、本人の思い（苦痛の有無、加害側・学校への要望等））
 - ・詳細な事実関係の確認の要否

- ・被害状況に応じて警察等との連携の要否
- ・重大事態の該当性の検討
- ・保護者への情報共有を含めた今後の対応の見通し
- ・関係の深い教職員への情報共有
- ・学校対策委員会の開催調整

↓

② (必要な場合) Aへの詳細な事実関係の確認

↓

③ 学校対策委員会の開催 (校長判断の下、迅速に対応できる体制)

- ・事案の内容を共有 (Aの訴えの内容、Aの現在の様子や要望)
- ・Aへの支援方針及び加害、関係生徒への聴き取り等の検討
- ・SCやSSWの連携、警察等外部連携の要否を判断
- ・A保護者への連絡、共有内容の確認

④ 加害生徒、関係生徒等への確認

↓

⑤ 学校対策委員会の開催

- ・加害、関係生徒への聴き取り等の結果の共有
- ・いじめの認知、重大事態の該当性を判断
- ・Aに対する支援、加害、関係生徒に対する指導方針の検討、決定
- ・加害、関係生徒の保護者への連絡、共有内容の確認

↓

⑥ (いじめ認知の場合) いじめの認知アプリに入力 ※年3回市教委へ報告

↓

⑦ A保護者及び加害、関係生徒保護者への連絡

↓

⑧ 学校対策委員会で確認した指導支援方針に基づく対応の継続

↓

⑨ 学校対策委員会の開催

- ・いじめの解消を判断 (いじめが止んでから3か月以上の経過、Aに確認し現在苦痛を感じていないことが確認された)

4 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組

① いじめの未然防止

- ・多様な考え方を認め合い、自分も他者も認め合える学級風土の醸成
- ・道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないという意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築
- ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・思いやりの心を育む教育
- ・心のアンケート、学校生活アンケートを実施し、その結果から、管理職のリーダーシップ

プの下、教育相談や個人面談を実施

- ・インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実・徹底
- ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
- ・個々の生徒の障害の特性への教職員の理解促進
- ・教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解の促進
- ・性の多様性についての、教職員への正しい理解

②いじめの早期発見

- ・生徒理解、信頼関係づくり
- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・教育相談の実施
- ・教職員の研修
- ・何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・外部相談機関との連携
- ・教育総合データベースの活用

③いじめ事案への対処

- ・正確な事実関係の把握、確認
- ・被害生徒への支援、徹底して守ることを本人に伝え、信頼関係を築く
- ・加害生徒への指導及び保護者との連携、周囲の生徒への指導
- ・教育委員会との連携
- ・いじめへの対応から解消までの組織的な対応

④家庭や地域との連携

- ・保護者及び学校運営協議会

⑤関係機関との連携

- ・戸田市立教育センター
- ・蕨警察署
- ・南児童相談所
- ・戸田市人権教育推進協議会

5 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知

①学校基本方針や学校対策委員会等について、児童生徒に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。

②学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、戸田市又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

(2) 平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、学校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。特に、学校は、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

(3) 重大事態に対する学校の基本的姿勢

市教育委員会及び学校は、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告を行う。

- ・学校名
- ・対象生徒の氏名、学年
- ・報告時点における対象生徒の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）

※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象生徒・保護者等との情報共有が重要であること

から、市教育委員会又は学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となっていくこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。対象児童生徒・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、戸田市においては原則として、市教育委員会が主体となる場合は、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象生徒・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

<国のガイドライン第7章第2節(1)対象生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載>

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象生徒・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

<国のガイドライン第8章 第2節(1) 調査全体の流れ(該当箇所抜粋)>

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録 等の確認
(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)
 - ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
 - ・学校いじめ防止基本方針
 - ・年間の指導計画
 - ・学校に設置される各委員会の議事録
 - ・過去のアンケート、面談記録

↓
- ② 対象生徒・保護者からの聴き取り

↓
- ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
 - ・教職員からの聴き取り
 - ・関係生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
 - ・学校以外の関係機関への聴き取り(医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼(※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。))

↓
- ④ 事実関係の整理(必要があれば追加で聴き取り等を実施)

↓
- ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓
- ⑥ 報告書の作成、取りまとめ

(2) 調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

(3) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、市教育委員会又は学校は、対象生徒・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び戸田市の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

市教育委員会又は学校は、対象児童生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 市長への報告及び公表

市教育委員会は、重大事態調査結果について市長に説明を行う。その際、対象生徒・保護者から所見書が提出されている場合にはその内容についても説明する。

調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

第5 いじめ防止に係る達成目標及び年間計画

1 達成目標

いじめの未然防止策をあらゆる教育活動の中で実行し、いじめが発生した場合は組織で対応し、重大事態が発生した場合は法令に則り対応する。いずれの場合もいじめを受けた生徒の人権を尊重しながら対応する。

2 年間計画

	内容
4月	・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年） ・いじめ防止、早期発見、早期解決に係る教職員研修会
5月	・「学校生活アンケート」の実施
6月	・学校生活アンケートをもとにした個人面談
7月	・三者面談
9月	・いじめアンケートの実施 ・いじめアンケートをもとにした対応
10月	・いじめアンケートをもとにした対応
11月	・いじめ撲滅強調月間の取組（生徒会によるいじめ撲滅運動の推進） ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・三者面談、二者面談
12月	・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の2学期評価・改善検討
1月	・いじめアンケートの実施 ・いじめアンケートをもとにした対応
2月	・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価・公表
3月	・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討

第6 学校いじめ防止基本方針の見直しの仕組み

学校基本方針の策定・見直しの過程に生徒等に関わることができる仕組みは以下の通りである。

- (1) 11月に生徒会本部役員が学校対策委員会に参加し、学校基本方針の策定・見直しについて協議し、原案を作成する。変更がない場合も会議録に明記する。
- (2) (1) で作成した原案について、教職員で協議する。
- (3) 次年度の4月から反映させる。